

進路のしおり

～ さ さ え あ っ て ～



社会がめまぐるしく変化し、先行きが不透明とされている中で、障害児・者が夢や希望を持って生活することが難しい状況にあります。また、障害者自立支援法から障害者総合福祉法（仮称）へと障害児・者を取り巻く環境は、大きな過渡期を迎えています。

今回は、この様な状況の中でも、それぞれの立場で頑張っている方々について、まとめてみました。これからの生活の参考となれば幸いです。



<目次>

被災地支援	P.1～2
余暇の過ごし方	P.3～6
地域支援	P.7～10
制度解説	P.11～13
施設紹介	P.14

- 埼玉県高等学校進路指導研究会 / 特別支援教育部会・肢体不自由特別支援学校小委員会
- 埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会 ● 埼玉県特別支援学校校長会

東日本大震災と東松山市地域自立支援協議会の取り組み

東松山市地域自立支援協議会 幹事長 曾根直樹

被災地支援



平成 23 年 3 月 11 日に起きた地震と津波による惨状は、誰の中にも、「被災地のために何かしたい」という強い気持ちを起こさせたのではないかと思います。障害者自立支援法による東松山市地域自立支援協議会では、被災地から東松山市に避難してきた人たちの中に、障害福祉サービスが必要な障害のある人がいないか調査するとともに、市内の障害福祉サービス事業所が応急的に提供できる福祉サービス量を調べました。その結果、障害者手帳を所持している人はいたものの、内部障害などで応急的なサービス提供は必要ないことが分かりました。

そこで、ゴールデンウィークに被災地への直接支援に行くことにしました。市内の障害福祉事業所の職員を中心に参加を呼び掛けたところ、40人から応募があり、支援金の募集には 150 万円を超える金額が寄せられました。

宮城県石巻市にある知的障害者施設「ひたかみ園」が福祉避難所にな

っていることを知り、4月23日・24日に事前の現地訪問を行いました。ひたかみ園は、建て替えのために入所者は仮設の施設に移転しており、空き家になっていました。そこに震災があり、被害を免れたひたかみ園の建物に、周辺の障害のある人と家族 70 人余りが避難してきて、福祉避難所になりました。避難者への支援は、ひたかみ園を運営する社会福祉法人石巻祥心会の職員が担当していましたが、仮設の施設入所者への支援に加えて避難所の支援をしており、しかも職員さん自身も被災者でもあることから、大変な状況になっていました。そこで、神奈川県や京都府などの施設から職員が集まって、避難所の支援体制を補っていました。避難所の運営を支えるためには、ボランティアとなる職員が 1 週間単位でローテーションを組んで、現地に宿泊しながら継続した支援をすることが必要です。しかし、今回の私たちの活動は、5 月の連休を利用した単発のボランティアです。それで、避難している人たちへの食事づくりとレクリエーションを提供してほしいという依頼を受けました。





被災地支援

今回応募してくださった40の方たち全員がひたかみ園に行くことは、人数が多すぎてできませんので、同じ宮城県の大賀城市、東松島市、南三陸町にもそれぞれ10人ずつ分かれて行くことにしました。大賀城市と東松島市は、民家のがれきやヘドロの撤去作業。南三陸町は、被災した集落での炊き出しでした。

被災地に行った誰もが感じるのは、テレビの映像をはるかに超えた現実の被害の大きさです。現地に向かうバスの車窓に映る風景は、東北自動車道から宮城県に入って間もなくは、何事もなかったかのような普通の景色でした。しかし、海沿いの地域に近づくにつれて道路の段差が大きくなったり、家の屋根瓦が崩れたりし始め、津波で浸水した地域に入ると、流されてきたがれきや自動車が散乱し、家の前には海水につかった畳や家具が積み重ねられていました。さらに海岸線に近付くと、そこは見渡す限り津波にすべてを流された、見渡す限りの壊滅した町の姿でした。

ひたかみ園福祉避難所に避難していた人たちは、障害のある人とその家族でしたが、当初は体育館など一般の避難所に避難していたそうです。しかし、周囲の人に迷惑がかかることが気になって、ただでさえ気疲れする避難所生活でさらに気遣いしなくてはならないことに疲れて、ひたかみ園のことを聞いて移ってきたのだそうです。入所施設であったひたかみ園の建物の構造は、家族単位で生活できる居室があるため、必要以

上に気遣いしなくて済むことが助かるということでした。

東日本大震災の後、障害のある人の避難所として入所施設が必要だ、という声が高まっていると聞きます。宮城県では、一時「施設解体宣言」まで出された県立船形コロニーが、震災後の避難所として、また災害支援の拠点として活用されたことから、「解体宣言」は間違いだったという議論までであると現地で聞きました。でも、本当にそうなのでしょうか。環境の変化に順応することが難しい障害のある人の特性に合わせた避難所は、必要だと思います。そのためには、家族単位で生活できるような部屋を備えた避難所が確保されることが求められます。しかし、そのような構造をもった建物であれば、入所施設でなくても、ホテルや旅館などで役割を果たすことができます。市町村の防災計画では、災害時の援護が必要な人たちの避難について書かれていますが、今回の震災を教訓に、より実態に合わせた具体的な計画作りが必要であることを感じました。

ひたかみ園福祉避難所の近くに、ケア付き仮設住宅が建設されたため、避難していた人たちはそこに引っ越して、6月末に避難所は閉鎖となりました。被災した人たちが普通の生活を取り戻すには、まだ長い時間がかかるでしょう。今後も、地域自立支援協議会でできることは何かを考えながら、取り組んでいきたいと思えます。

私の夢

World Cup アイルランド大会 出場

熊谷特別支援学校卒業生 馬場千栄 ちはや

私は、平成2年に熊谷養護（現在特別支援）学校を卒業し、施設で生活しています。これまで「何か楽しいことはないか？」と、陸上競技のスラロームやオセロゲームなど、できそうなことに飛びついてきました。どれもそれなりに楽しめましたが、結果が出なかったり、続けられなくなったりと、自分にあったものに出会うことができませんでした。

2000年のシドニーパラリンピックで「ボッチャ」を知り、「これなら私にもできる」と思いました。調べてみると、日本では千葉が発祥で、盛んのようにでした。ボッチャには、「レクリエーションボッチャ」と「ボッチャ競技」があります。

千葉まで行こうと考えていた時、埼玉でもやっていることを知りました。「埼玉ボッチャクラブ」を見学に行き、気がつくといつの間にか部員になっていました。埼玉ボッチャクラブは全国でも珍しい、BCクラスだけのクラブでした。始めたころ母は、



「どうしよう。一人ぼっち」と不安がっていました。越谷養護の卒業生のクラブのようなものだったからです。しかし慣れてくるとお母さん同士で話したり、練習以外でも遊ぶようになりました。そんな楽しそうな母や自分を見て、「ボッチャを始めてよかった」と思いました。同時に「強くなりたい」とも思いました。

2002年の8月、「第4回日本ボッチャ選手権」に初めて出場しました。結果はもちろん、全敗でした。それから一年後の同じ大会で、3位になってしまいました。それをきっかけに強化選手になり、国際大会の選手にもなることができました。

またボッチャを通して、日本全国に知り合いもたくさんできました。精神的にも、強くなれたと思っています。

そして何より、仲間の大切さを知りました。今私の周りには数え切れないほどの仲間がいます。私がボッチャを続けて行けるのも、母や仲間

たちがいるからだと思っています。
 今回のワールドカップで、6回目の遠征でした。この大会での目標は、BC3ペアでのメダル獲得でした。しかし力を出し切れずに、目標には程遠い成績で終わり、「パラリンピック出場」も夢で終わってしまいました。

再来年の「アジア・南太平洋選手権」から、また新たな4年間が始まります。ブラジルを目指しての戦いは、すでに始まっていると思っています。国内で確実に成績を出し、アジア南太平洋選手権の代表選手に選ばれるようにがんばります。そして私の夢、日本の夢である、「パラリンピック出場」に一歩でも近づきたいです。

私は、「ボッチャをするために生まれてきた」と思うほど、自分に合っていると思っています。大好きなボッチャを続けて行けるよう、体力づくりやメンタル面等に気をつけ、日常生活を楽しく送っていきたいと思っています。

熊特でもボッチャを始め、埼北で広まることを期待しています。



余暇の過ごし方

ボッチャの用語

1 ボッチャ競技とは

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者又は、同程度の四肢重度機能障害者の人のスポーツで、パラリンピックの正式種目である。カーリングやペタンクに似たスポーツで、ジャックボールと呼ばれる白いボールに、赤、青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたりしてどれだけ多くのボールをジャックボールに近づけられるかを競う競技です。

2 ワールドカップ競技とは

4年に一度行われるパラリンピック最終選考大会(世界大会)である。個人戦、ペア選(BC3)、チーム選(BC1、2)が大会期間中行われる。

3 BC3 ペアとは

2対2で行う団体戦、一人3球を投げる。登録選手の中に女性を入れなければならない。また、脳性麻痺の選手が必ず一人はプレーしなければならない。4エンド中、エンドの間に選手を入れ替えることができる。試合では選手同士コミュニケーションを取り合い試合を構成することができる。



馬場千栄さん(アイルランド大会にて 前列左端)

生き生きとした生活

秩父特別支援学校保護者
西 聖子



陽平は日光を浴びることが出来ないで常に防護服を着用しています。それに汗も頭部以外からは出ないため体温が上昇するので体中をクーリングしています。ですから外出時はたくさんのクーリンググッズをクーラーボックスに詰め込み、防護服や手袋を着用しています。晴れていると体調を崩しやすいため、一般的には嬉しくないであろう曇りの日や小雨の時に遠出をすることが我が家のスタイルです。

車でイチゴ狩り・ぶどう狩り・サファリパーク・動物園・ディズニーランドなどは毎年恒例です。近場では市内でお買い物や愛犬との散歩ですが、一番遠くだと秩父から1000キロ弱もある広島県まで祖父母に会うために行きます。外出したら美味しい物を食べる事も楽しみの一つです。

息子陽平は高等部3年生です。

難病のため入退院も多く、中学1年生まで訪問部でした。病院に行く時以外は自宅で過ごすことが多く同世代の友人との交流はあまり無かったので、当時は訪問の先生が来るのが一番の楽しみでした。

中学2年生の時、保護者が学校待機という形で通学籍になることが決まり家族で喜んだのを昨日の事のように思い出します。学校に行くようになり、先生方やお友達との関係ができて毎日たくさんの刺激の中で生き生きとした生活を送れるようになりました。

陽平が通学出来るようになった頃から休日には陽平を連れて出かける事も増え、余暇の過ごし方は屋外・室内ともにとっても充実しました。

車いすでイチゴ狩りが出来ます



<グルメいちご館 前田>

〒409-3815 山梨県中央市成島1437

☎・FAX 055-273-3519





富士山にて

電車に乗って博物館や美術館や水族館などにも行くこともあります。公共機関を使っての外出は知らない人の視線に緊張してしまいましたが、切符やチケットを買うなど普段は経験できないことが多くとても嬉しそうです。

外に出られない時の休日はゲームをすることが多かったのですが、2年前から犬を2頭飼ったことで陽平の家での仕事が一気に増えました。一緒に遊ぶことはもちろん、しつけに関しては専門誌を毎月購入して勉強し、出来る限りの範囲で散歩にも連れて行きます。やんちゃな犬達ですからじっとしては面倒をみる事ができません。身体全体を必死に動かそうとすることで、手の動きや細かい作業がとてもスムーズにできるようになっています。

他には学校で取り組んでいるストラップ作りを自宅でも頑張っています。手のリハビリにと先生が教えてくださったのですが、今では最初から最後まですべて自分で工夫して完成させることが出来るようになり楽しみながら作業しています。

高等部に入ってから楽しい事があった時には日記をつけるようにもなりました。学校生活はもちろん、休日も充実しているからだと思っています。

学校生活もあと少しです。親としては卒業後に不安を感じずにはられません。でも陽平はいつも前向きで「一人暮らしをする」という大きな夢を持っています。その夢が現実になるように出来る限りのサポートをしたいと思っています。



私のワークスタイル

越谷特別支援学校卒業生 久保田和也

地域支援

越谷特別支援学校を卒業して5年になりました。

今、僕は川口にある「ねこのて」というところで仕事をしています。「デザイン工房」という部署で、パソコンを使った作業をしています。

デザイン工房では、看板・名刺・ステッカーなどの印刷物を作っていて、「イラストレータ」というグラフィックソフトを使いデータを作成しています。僕が主にやっている仕事は「トレース」という作業です。トレースとは、絵などを上からなぞり描き写すことをいいます。主にユニフォームの会社からきたロゴのデータやユニフォームをスキャンしたデータをパソコン上でトレースしています。そのままでは荒すぎて刺繍やカットする機械にかけられないので、トレースして機械にかけられるようにデータを作っています。

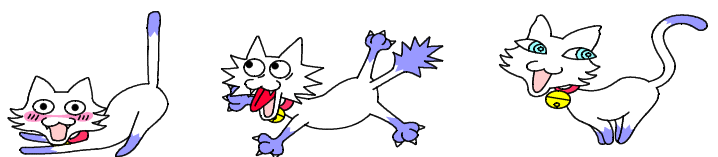
平日は、だいたい工房にでかけて行きます。が、一週間に一日は家（在宅）で仕事をしています。また、体調や家の都合で家にいる時、在宅で仕事をしていることがあります。工房に行く日は、午前10時から午後5時まで仕事をします。朝、工房に行ったら仕事が割り振られるので、それから作業を始めます。仕事はトレースだけではなくてチラシや名刺を作るときもあったり、時間があるとトレースの練習をするときもあります。お昼は、ねこのての地域活動支援センターという別の建物ですごします。午後は、午前中と同じ仕事です。家で仕事をする日は、工房から仕事をメールで送ってもらっています。10時前にパソコンに電源を入れておいて、まずケータイに「送りました」とメールがきます。そしたらパソコンのメールを確認して、作業を始めます。仕事の内容は工房のときと同じです。終わったら仕事をした時間を工房にメールで報告します。



自宅にて

ねこのてに行き始めて5年目になりますが、最初の頃はけっこう操作が難しく、トレースという仕事に慣れるまで時間がかかりました。教えてもらったり、練習していくうちにそれなりにできるようにはなり、2~3年前からはかなりまとまった仕事を任せてもらえるようになりました。仕事でもずっとパソコンに向かっているわけではなく、疲れたときには自分のタイミングで休憩しています。休憩中には、他の人と喋ったり、楽しく過ごしています。家で仕事をするときは、自分で時間を調整でき、自分の体調にあわせて仕事をする事ができています。あと、家なのでリラックスしてできています。

高等部のころは、「自分が仕事をしてお給料をもらう」なんて想像していませんでした。今みたいに、自分でもできる仕事があって、その仕事をした分のお給料をもらえるっていうのは、とても嬉しく思っています。多くの人のおかげで今の環境があるので、とても感謝しています。



休みの日には、月二回ローリングバレーボールの練習をしています。越谷特別支援学校の卒業生でつくったクラブチームで、毎回3時間練習をしていて関東大会や全国大会にも出場しています。今一番楽しいときは、ローバレーをやってるときかなあなんて…。

どうして、今のねこのてに決めたのかということ…。ねこのてにはじめて行ったのは高2の現場実習でした。高等部に入って進路について考えるようになったけど、最初のころはいまいちよくわからなくて、とりあえずパソコン作業ができるころ、ぐらいいろく考えてました。実習では、自分で外出の計画を立てて実際に行ってみる「おでかけ企画」とねこのての仕事を経験しました。そのとき僕は、江ノ島水族館に行く計画を立てました。江ノ電に乗って江ノ島水族館にいった、どっちもはじめてでとても楽しかったし、それまでほとんど自分で計画してどこかに行ったことがなかったので「自分でもできるんだ」って自信ができました。担当の人と一緒に計画してもらったけど。

ねこのての仕事は、イラストレータの扱いが初めてで難しかったけど、細かい作業が好きだったので自分に向いてるかななんて思いました。その後もなんだか実習にいきました。ねこのての人たちは、みんな明るくて雰囲気も良くて仕事も興味があるものだったので、行く度に自分もここで働きたいと思うようになりました。それがねこのてに決めた理由です。

進路を考えるまえに、まず自分の好きなこと・やりたいことを見つけることが必要だと思います。こんな仕事がしたい、これを勉強したいとか、そのために何をしたらいいかを考える。少し難しいと思うし、自分がそのとき出来たかかは分かりません。でも、自分の好きなことを仕事にできたり学べたりしたら、とてもうれしいことだと思います。

ねこのてより

施設長 藤川雄一

私たちは、関わるすべての人が「その人らしくはたらく」にはどうしたらいいかを、ともに考え、そのために必要な環境づくりをしています。

在宅ワークもそのひとつ。ねこのての中では、久保田さんの存在がきっかけになり、生まれました。現在はまだ試行段階で、まだ制度など様々な乗り越えるべき課題がありますが、着実に、久保田さんと一緒にクリアしていきたいと思っています。

自分らしく生きるためには、自分をよく知ることがとても大切。どんなよいところや、まわりに支えてもらったほうがよいところなどをもっているか、自分が知り（感じ）、まわりの人に知ってもらうことが大切です。

そのためにも、学生時代に色々な体験をしてみてください。学校でも、学校以外でも。家族とも、家族以外の仲間や大人たちとも。勉強も遊びも色々な活動も。無駄なことなんて、ありません。

それを支えてくれるところ、まずは相談できるところが、みなさんの地域にはありますか？



特定非営利活動法人リンクス

ねこのて 川口市障害者地域生活支援センター
障害者地域活動支援センター
デザイン工房(就労継続支援 A 型)

〒333-0851 埼玉県川口市芝新町15-9 アステール藤野1F

☎ 048-261-5667 FAX 048-261-5714

重度重複障がい者の入所施設の実状

和光特別支援学校 保護者 富永和雄



始めに・・・

私は13歳になる重度重複障がいの子を持つ父親です。娘の将来を懸念して社会福祉法人による障がい者入所支援施設を計画してきましたが、現在の世相ではどのような条件を整えても重度重複障がいの入所施設設立の実現は不可能という大変残念な結果となりました。その過程と、現在の施設設立をとりまく現状を、同じ子供を持つ親としての皆さまにも知って頂きたい、今回このような機会を頂きました。

1. 障がい者入所支援施設の必要性

私の住む上尾市は人口227,074人(平成22年10月1日現在)、身体障がい者手帳の所持者は0歳から100歳までの間で5,600人、その内、肢体不自由と言われる人は0歳から60歳までで776人います。そして24時間の介護と見守りが必要とされる知的障がい(療育手帳所持者)と身体障がい(身体障がい者手帳所持者)を併せ持った重度重複障がいの人は0歳から60歳までで110人です。

24時間の介護や見守りがないと生活していけない重度の身体障がい者を介護する介護環境はどうでしょうか。医療の進歩や障がい者福祉サービスの充実(?)で障がい者も以前に比べずいぶんと長生きできるようになりました。子供が40代になると大方の親は70代になります。親は子供が生まれた時からずっとそばにいて尽くし続け、高齢になった親にも持病、配偶者の死等、思いがけないことも起こりうる中で一人で介護をし続けなければならないこともあります。時には悲しいニュースがマスコミに取り上げられていることもあります。親が安心して子供を託せる場所はどうしても必要なのです。

2. 障がい者入所支援施設・新設の現状について

全国から国への障がい者施設新設の申請が21年度は58件ありましたが認可されたのは従来の法人に3件のみ、新規法人は皆無でした。また22年度も50数件の申請がありましたが1件の認可もありませんでした。

このように過去2年間を見ても、全国から100件以上の申請があり、その中で、国も厚生労働省も障がい者療護(入所)施設の必要性を認めつつも、現実的には認可が全くおいていないというのが現実なのです。



3. 現行制度の分析

- ①介護保険制度(老人含む)は誰もが年を取っても「介護生活を安心して生涯を送れるようにしましょう」という趣旨のもと生まれました。
- ②障害者自立支援法により、厚生労働省は現在の施設入所者を年間7%ずつ削減するよう全国の市町村に求めています。この法律は現在の障がい者療護(入所)施設からなるべく多くの入所者を退室させ、それぞれの地域で自立して生活するというような、現実的にはかなり厳しい内容になっています。
- ③障がい者は一人一人それぞれ異なった固有の障がいをもっていますので、介護や養護に違いがあり、きめ細かい対処が必要になります。しかしそこには社会福祉法人でできる運営と医療法人でなければ運営できないという法の壁があり、ひとつの施設においてできることが限られるということがおこり、おのずと緻密な体制づくりが必要となります。このように行政の手をどんなに駆使しても必要なことが全てそろおうような施設の運営が成り立たないという矛盾した要因が山積しています。



終わりに・・・

人は誰でも年を重ねて行きます。特別養護老人ホーム等、老人保健施設などの入所施設は容易に整備されていますが、反面、障がい者の為の支援施設は先に述べたように整備が遅れているのが現状です。それは、老人福祉というのは、ほぼ全ての人に直接的に関係することであることに対し、障がい者福祉というのは、そのほんの何十分の一の人にしか関係しないという少数の問題としてしか取り上げられないという現実です。

私が平成20年から障がい者入所支援施設の立ち上げを計画し運動してきた現状を結論付けますと、どんなに必要性があっても、それは国や行政から見ればほんの少数の声としてしか認められないものであって、上にも述べたような、すべて数の原理という得体の知れないものの前に考えさせられてしまったということです。

障がい者の会や親達で運営する組織は少人数あるいは弱小で、上尾市及びさいたま市を含めて埼玉県内には数多くの組織が存在し、それぞれに活動をしています。今後、その活動を大きくし、存在感を認めさせるためにも、それらの組織がまとまり、情報やそれぞれが抱える問題を共有すること。そして、そこから大きな力とし、私達の声と想いをひとつにするような努力を重ねて、現在の経済状況下の国を始めそれぞれの行政に届けようとしなければ道は開けないと思います。そのためにはどうしたらいいのか勉強し、これから先もあきらめず、前向きに動いて行かなければと考えています。



制度解説

成年後見制度について 大樹の家生活支援室

室長 上山武夫

成年後見制度とは認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方を支援する制度。

法定後見制度と任意後見制度があります。

申し立て出来る人 本人・配偶者・四親等内親族・市町村長・検察官

※四親等内親族①親・祖父母・子・孫・ひ孫 ②兄弟・甥・姪 ③おじ・おば・いとこ
④配偶者の親・子・兄弟

法定後見

区分	本人の判断能力	援助者	内 容
後見	全くない	成年後見人	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を本人に代わってする(代理権) 取り消したりできる(取消権)
保佐	著しく不十分	保佐人	本人の利益を害するものでないか注意しながら本人がしようとする事に同意する(同意権) 本人がしてしまった事を取り消す(取消権) 保佐人は特定の事項について代理権付与の申し立てを行えば本人に代わって契約を結ぶ行為(代理権)をする事が出来る
補助	不十分	補助人	補助人は本人が望む一定事項について保佐人と同様の活動(同意・取消し・代理)することで本人を援助する。申し立ての時、同意権・代理権範囲を定める(同意権付与申し立て、代理権付与申し立てをしなければならない)

手続きの流れ

申し立て

申立書は家庭裁判所にある。用紙の交付を受け所要の事項を記入し申立書を作成し家庭裁判所に提出する。

申し立て方法が解らない場合は家庭裁判所の手続相談を利用することも可能

費用：申込手数料1件につき800円。登記手数料(法定後見の場合1件につき2600円)

申し立てに必要なもの

申立書・診断書(成年後見用)・本人の戸籍謄本申立手数料・登記手数料



調査・鑑定・審問

①成年後見人候補者への調査

②成年後見人候補者への審問(必要に応じ家事審判官が直接事情を尋ねる)

③審判が下りると審判書が関係者に送付される。

④関係者全員が受領した日から2週間が即時抗告(不服申し立て)の期間

⑤審判が確定してから登記が完了するまで、2週間を要する。

後見人の最初の仕事

- ①すみやかに後見人の財産の内容を把握する。
- ②選任されてから1ヶ月以内に後見事務報告書・被後見人の財産目録等を提出する。

成年後見人の仕事

後見人は被後見人(後見を受ける人)の身上監護と財産管理を行う。

後見人と身元引受人はちがう

成年後見人は、本人のために法律行為を行う者(法定代理人)です。身元引受人とは、法律上の定義があるわけではありませんが、一般的に入居者本人に代わって本人や本人の所持品を預かったり、本人に代わって支払いをする保証人の立場の者をいいます。

したがって、成年後見人と身元引受人とは本来性質が異なります。病院や高齢者の入所施設等では、入居者に代わり治療や介護上の様々な方針を決定してもらう身元引受人がいないと入院・入所できないケースがあります。しかし、本人に身寄りが無いなどの事情があれば、成年後見人が身元引受人を兼ねることは可能ですので、身元引受人がいなくとも成年後見人が就任すれば入院や入所は可能になるでしょう。

身体障害者手帳を持っていれば後見人はつけられるか

いいえ。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下している人のための制度ですので身体に障害があるという事情だけではこの制度を利用できません。必要に応じて弁護士さん等と財産管理契約等を相談します。

今は元気ですが、将来、判断力がなくなるかもしれないという不安があります

将来、判断能力が低下したときに、スムーズに後見が始まり、自分の権利が守られるようあらかじめ信頼できる人と契約を交わしておくという「任意後見」という制度があります。

家族・親族が同居若しくは近所に住んでいれば比較的安心ですが、そうでない場合は、家族・親族、親友あるいは信頼できる職業後見人(公的団体、司法書士、弁護士等)にあらかじめ相談しておいた方がよいでしょう。

元気で暮らしている今だからこそ、現在から判断能力が低下するまでのこと(財産管理契約・見守り契約の対象)、判断能力が低下してから亡くなるまでのこと(任意後見契約の対象)、亡くなった後のこと(遺言書の対象)について、ご自身の希望をはっきりと表明しておくことで安心です。

本人が法定後見制度の利用を拒否している場合は

この場合、本人に判断能力が残っている(“残存能力”がある)かどうかで結論が分かります。つまり、まだ本人に判断能力が残っている場合(補助類型・保佐類型のケース)では、本人の意思に反して法定後見制度を利用して、補助人や保佐人を付けることは難しいです。一方、医師の診断や鑑定の結果、通常において自分の行為の結果について合理的な判断をする能力がない(=“後見類型”)とされた場合には、本人の意思に関わらず、本人の福祉のために必要であれば、後見制度を利用することができます。

ボランティアを利用しよう

＝ さいたま市社会福祉協議会の場合 ＝

社会福祉協議会は、各区役所内に「区事務所」があります。各区事務所では、ボランティアに関する相談を行っていて、「ボランティアを依頼したい」時は、お住まいの区事務所へ来所または電話で相談しましょう。ボランティアの依頼に応じて、ホームページや各区事務所窓口で、公募等を行いながら市民へ情報を発信し、また各区事務所情報共有しながらボランティアの募集を行っています。

また社会福祉協議会では、「あおぞらサービス」という住民同士による支え合いのサービスがあります。依頼できる活動内容は、家事援助や外出付き添いなどです。ご利用の相談は、同じくお住まいの区事務所となります。

詳細情報は、さいたま市社会福祉協議会のホームページで確認できます。

【ボランティア相談窓口】

<http://www.saitamashi-shakyo.jp/join/volunteer/v-kumadoguchi/v-kumadoguchi.html>

【あおぞらサービスの内容】

<http://www.saitamashi-shakyo.jp/society/aozora.html>

＝ 文京学院大学 地域連携センターBICSの場合 ＝

施設からボランティアの依頼を受け、学生に情報提示し（掲示板等を使い）、ボランティア希望の学生が直接施設に連絡を取り活動を行っています。個人的な依頼については、地域連携センターの組織の1つの「NPO コットンリングス」のように、専門家による療育活動として行っている組織があります。最初に、どのような療育、生活設計が必要かを面接した上で入会をします。（入会料等は発生しない）現在は2歳～30歳の方が登録しているようです。（学校では、和光特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、富士見特別支援学校の児童・生徒の登録がある。）その後、どのような支援をしてほしいのかを相談した上で月1回の療育活動や随時の個別支援を行っています。この組織で行っている個別支援活動は、たとえば、プールに行ったり、ディズニーランドに行ったりと余暇活動の充実を図る活動を行っています。

【文京学院大学 地域連携センター BICS】

<http://www.u-bunkyo.ac.jp/center/bics/>

＝ 立正大学社会福祉学部 ボランティア活動推進センターの場合 ＝

この機関は、学生のボランティア活動のサポート、ボランティア情報の収集ならびに提供、そしてボランティア先とのコーディネートを行っています。ボランティアの依頼の手続きは、次の通りです。

- 1 ボランティア申込書に必要事項を記入し、ファックスまたは郵送にて申し込む。個人で作成した申し込み用紙でも構わない。
- 2 後日、申し込んだ内容について、依頼者に確認の電話がいく。
- 3 確認した依頼内容について、掲示、ホームページ等により学生へ情報の提供がされる。
- 4 参加希望者がいたら、電話またはファックスにて連絡が依頼者にいく。

その後、依頼者とボランティアとが直接話を進めていきます。

以前、「テーマパークに行きたいので、付き添いのボランティアをお願いしたい。」という内容の依頼もあったそうです。

【立正大学社会福祉学部 ボランティア活動推進センター】

<http://www.ris-fuku.com>

今回は社会福祉協議会、大学のボランティアセンターを紹介しました。各市の社会福祉協議会や他の公共機関、大学の機関等でボランティアの制度が、全ての機関ではありませんが、他にも設置されています。問い合わせをしてみてください。

身体障害者運転能力開発訓練センター 東園自動車教習所

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 電話 048-481-2711

<http://www.azumaen.or.jp>



長野県小布施町に身体障害者の収容施設「東園」を藤森善一氏が1962年に開設し、付近の果樹園で普通乗用車の運転訓練をさせたことに由来します。1964年に財団法人東厚生会として整備され、1983年に現在の新座に移転しました。この時、国(当時の労働省)から事業の公益性を認められ、身体障害者運転能力開発訓練センターを発足させました。センターは、厚生労働省や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、**障害者が就職に役立つ職業訓練として運転免許**

を取得するために、助成を受けて教習を行います。

「東園自動車教習所」は、埼玉県公安委員会指定の実地試験免除の教習所です。ハローワークへ求職登録し、センターに訓練生として入所すると教習費用は無料。宿舎は無料で入所時に検定料等で35,000円程度、食費は1日3食で1,300円。今までに1万3千人以上の身障ドライバーを社会に送り出しています。詳細についてはホームページを参照してください。

※東久留米駅、志木駅、新座駅より東園の送迎バス有。



* 下肢まひの方用に改造した車

社会福祉法人 皆成会 所沢市立 キャンバス (生活介護事業所)

〒359-0001 所沢市下富 653-5 電話 04-2943-6110

<http://park20.wakwaku.com/~canvas/index.htm>

設置は所沢市、社会福祉法人皆成会が運営しています。県内でもいち早く看護師を配置して、今年開設20年を迎える通所施設です。利用者の人権を守り、日中活動の場とより良い福祉サービスの提供、そして社会資源としての施設の機能を地域への還元することに心がけています。運営理念として「私達は、利用者の人権を尊重すると共に利用者の主体性をも大切にしていきます。開かれた運営を重視し、新しい時代に合った地域生活の拠点としての施設をめざします。」とうたっています。陶芸・型染め・絞り染め・キャンドル等の自主製品作りや、農園芸・音楽・レクリエーション・散歩・旅行等、さまざまな活動にゆったりと取り組んでいる感じがしました。一階は身体に障がいがある方、二階は知的障がいのある方が主に利用しています。



※西武新宿線「新所沢駅」東口バス停より「本川越行き」「西武フラワーヒル行き」乗車「下富」バス停下車徒歩約200m

埼玉県内肢体不自由特別支援学校9校
高等部卒業生の進路状況

年 度	2008	2009	2010
就 労	1	2	1
訓 練	3	6	4
福祉法施設	32	55	74
地域デイケア・地 活	12	12	3
進 学	2	1	2
在 宅	6	2	4
計	55	78	88

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター
東京障害者職業能力開発校など

[福祉法施設]

療護、授産、更生施設、自立支援法事業所
(含 生活介護、就労移行、就労継続等)

[地域デイケア施設]

県条例による小規模作業所
(定員6名から19名)

[地活]

地域活動支援センター

あとがき

■関係する皆様のおかげで、「進路のしおり」19号を刊行することができました。御協力に感謝いたします。

表紙の副題には「～ささえあって～」とあります。平成23年の漢字に『絆』が選ばれました。3月11日の東日本大震災を契機に、人と人がつながり、助け合う関係性の強化が注目されています。中でも特別支援学校の進路指導では、学校と関係機関がつながりを深めて、必要な支援について共通理解を深めて行くことが大切であると考えます。関係する皆様の御協力と御理解をいただき、卒業生が豊かな人生を歩んでいけるようになってやみません。

(和光特別支援学校長 横村博雄)

■「進路のしおり」も19号の発行を迎えることができました。障害者自立支援法から総合福祉法(仮称)へと制度上の変化はあるものの、障害児・者の国や行政の生活保障や就労、そして、日中生活の場等々、まだまだ十分ではありません。

住み慣れた地域で生活していくには、より一層の福祉制度の充実が求められています。これからも「進路のしおり」を通して、様々な地域の情報等を提供していきたいと思えます。

しおり作成にあたり、原稿をお寄せいただいた方々はもとより、取材等でご協力いただいた皆様に、改めてお礼申し上げます。尚、記事に対するご意見、お問い合わせは、各校の編集委員までお願いします。

(編集委員 岩沼)

「進路のしおり」第19号

発行日 2012年3月15日

<編集・発行>

- ◇埼玉県高等学校進路指導研究会特別支援教育部会・肢体不自由特別支援学校小委員会
- ◇埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会

岩沼 良純	県立和光特別支援学校 048-465-9770
山本 裕二	県立宮代特別支援学校 0480-35-2432
小池 正之	県立日高特別支援学校 042-985-4391
高橋 彰	県立川島ひばりが丘特別支援学校 049-297-7753
鈴木 弘	県立熊谷特別支援学校 048-532-3689
田中 栄子	県立秩父特別支援学校 0494-24-1361
卜部 郡司	県立越谷特別支援学校 048-975-2111
尾形 正実	さいたま市立養護学校 048-622-5631
馬場 玲子	富士見市立富士見特別支援学校 049-253-2820
橋本 奈央子	県立蓮田特別支援学校 048-769-3191
古谷 匡	県立所沢おおぞら特別支援学校 04-2951-1102

表紙絵 高等部 1年 須賀・清水 さん
3年 平野・榊原・飯村 さん
(越谷特別支援学校)

カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

協賛 埼玉県特別支援学校校長会

(印刷所) 「株式会社 エル・アートデザイン」

〒361-0023 埼玉県行田市市長野 635

TEL 048-555-0551(代) FAX 048-553-2348